証券コード　6471

MOTION & CONTROL™
NSK

(第153期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第153期 報告書

平成25年(2013年)4月 1 日から
平成26年(2014年)3月31日まで

日本精工株式会社

目次 | CONTENTS

事業報告 …… 2
1 企業集団の現況に関する事項 …… 2
2 会社の株式に関する事項 …… 15
3 会社の新株予約権等に関する事項 …… 16
4 会社役員に関する事項 …… 17
5 会計監査人の状況 …… 23
6 会社の体制及び方針 …… 24
連結計算書類 …… 34
計算書類 …… 45
監査報告 …… 51
ご参考 …… 55

MOTION & CONTROL™
NSK

企業理念

NSKは、MOTION & CONTROLを通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。

経営姿勢

1. 世界をリードする技術力によって、顧客に積極的提案を行う。
2. 社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する。
3. 柔軟で活力のある企業風土で時代を先取りする。
4. 社員は地域に対する使命感をもとに行動する。
5. グローバル経営をめざす。

（NSK企業理念体系より）

期末配当について

当期の期末配当金は下記のとおりです。

1. 期末配当金　**1株につき9円**
2. 期末配当の効力発生日並びに支払開始日　**平成26年6月4日（水）**

連結決算ハイライト<ご参考>

売上高

平成25年3月期 7,328億円　前期比 +19.0%　平成26年3月期 8,717億円

営業利益

平成25年3月期 324億円　前期比 +110.3%　平成26年3月期 680億円

経常利益

平成25年3月期 303億円　前期比 +120.3%　平成26年3月期 668億円

当期純利益

平成25年3月期 157億円　前期比 +98.0%　平成26年3月期 312億円

ごあいさつ

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第153期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の報告書をお届けいたしますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

本報告書を通して当社グループの事業をご理解いただき、より一層のご支援を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

取締役 代表執行役社長 **大塚 紀男**

事業報告 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

〔1〕事業の経過及びその成果

当連結会計年度の経済環境は、日本では円高の修正効果に加え、当期後半に消費税増税前の駆け込み需要による個人消費や生産の増加もみられるなど、総じて緩やかな回復基調が続きました。米国は堅調な景気拡大を続け、欧州の景気は緩慢ながら持ち直しの動きをみせました。アジアでは、アセアンで景気の鈍化がみられましたが、中国は安定した景気拡大を続けました。

このような状況下、当社グループは平成28年の創立100周年における売上高1兆円を目指し、平成25年4月より3年間の中期経営計画を新しくスタートさせました。事業戦略としては「収益重視の成長」、経営基盤の強化に向けては「1兆円の物量を回す管理能力の構築」に取組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,717億円と前期に比べて1,389億円(+19.0%)の増収となりました。営業利益は680億円と前期に比べて356億円(+110.3%)の増益となり、経常利益は668億円と前期に比べて365億円(+120.3%)の増益となりました。特別利益に投資有価証券売却益28億円、固定資産売却益10億円、特別損失に独占禁止法関連損失163億円を計上し、税金費用、少数株主利益を控除した結果、当期純利益は312億円と前期に比べて155億円(+98.0%)の増益となりました。

当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりであります。

セグメント別の概況

産業機械事業

〈ご参考〉

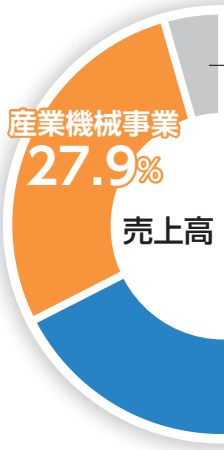

売上高・営業利益推移

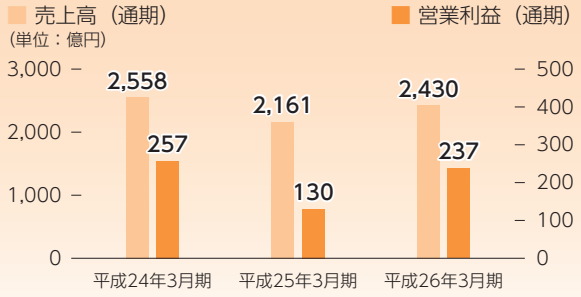

売上高

2,430億円
（前期比12.4% ↗）

営業利益

237億円
（前期比82.1% ↗）

産業機械関連需要は、前期後半から緩やかな回復が続きました。地域別にみると、日本では、一般機械向け需要が回復基調となり、アフターマーケット向けや電機向けを中心に売上高が増加しました。米州では、需要の緩やかな回復傾向に加え、為替の効果もあり増収となりました。欧州では、電機向けが増収となり、工作機械向け需要も回復基調となっています。アジアでは、中国において工作機械向けや電機向けの需要が堅調に推移し、アフターマーケット向けも回復傾向となり売上高が増加しました。アセアンでは、景気鈍化の影響を受けましたが為替の効果もあり増収となりました。

この結果、産業機械事業の売上高は2,430億円（前期比＋12.4％）、営業利益は237億円（前期比＋82.1％）となりました。

トピックス<ご参考>

高機能標準軸受「NSKHPS™シリーズ」

NSKは、高度化する市場ニーズに応えるべく、高機能化により設備のメンテナンスコスト低減やダウンサイジングに貢献でき、さらに、標準化により短納期での入手性も向上した「NSKHPS™シリーズ」を拡充しました。
写真は、寿命を従来比最大60%向上した電動機・鉱山・建設機械などの用途を主とする円筒ころ軸受です。

NSKリニアガイド™ 「NHシリーズ」「NSシリーズ」

リニアガイドは、半導体・液晶及び自動車製造、工作機械など各種生産設備等で、直動案内に使用されます。本シリーズでは、新しいボール溝の適用により、従来比2倍以上の長寿命を実現し、生産性の向上やメンテナンス性の向上に貢献しています。

自動車事業

〈ご参考〉

売上高・営業利益推移

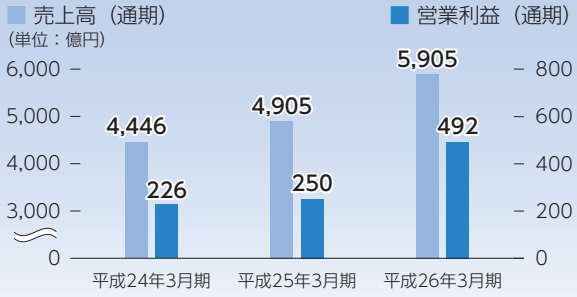

売上高

5,905億円
（前期比20.4%↗）

営業利益

492億円
（前期比96.9%↗）

自動車市場は中国、米国が牽引し、世界全体で拡大傾向が続いております。地域別にみると、日本では、消費税増税前の駆け込み需要による効果もありましたが、一部生産の海外移転の影響を受け売上高は減少しました。米州では、底堅い買い替え需要により市場が堅調に推移し増収となりました。欧州では、夏以降自動車市場が持ち直しの傾向にあり、新規受注品の立ち上げも寄与し自動車軸受の売上高が増加しました。中国市場では、自動車生産の堅調な拡大により自動車軸受が増収となったことに加え、電動パワーステアリングが新規車種立ち上げにより大幅に増加しました。アセアンでは、各国市場の伸びにばらつきがみられたものの、自動車軸受が新規受注効果により増収となりました。

この結果、自動車事業の売上高は5,905億円（前期比＋20.4%）、営業利益は492億円（前期比＋96.9%）となりました。

トピックス<ご参考>

モジュール化対応高機能電動パワーステアリング

グローバルに展開される複数の車種に対して共通の設計で対応可能な、電動パワーステアリングを開発しました。

各地域で要求される様々な高機能ニーズに幅広く対応し、さらに軽量化と安全性の向上を実現しています。

メキシコ新工場稼働開始

メキシコ合衆国グアナファト州に新設した軸受工場が平成26年4月に稼働しました。

NSKは、このメキシコ工場から品質に優れた自動車軸受等の製品をメキシコを含む北米市場に供給します。

〔2〕設備投資の状況

当社グループは、「収益重視の成長」を事業戦略の基本方針に、新興国での成長や生産力・技術開発力強化、ITインフラ基盤の更新等の施策を展開しております。

当連結会計年度の設備投資は、投資効率向上を図りつつ新興国を中心に実行した結果、前期に比べて26億円圧縮の454億円となりました。

(単位：億円)

セグメント	平成26年3月期 設備投資額
産業機械事業	106
自動車事業	326
その他	22
合計	454

〔3〕資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金を充当しました。

当期末における借入金及び社債の残高は、海外を中心に前期末に比べて借入金が104億円増加し、3,155億円となりました。

〔4〕対処すべき課題

①コンプライアンス強化

当社及び当社グループ会社は、軸受製品の取引に関して、競争法関係当局の調査等を受けておりますが、平成25年9月に米国司法省と6,820万ドルの罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、また、平成26年1月にはカナダケベック州裁判所から450万カナダドルの罰金の支払いを、平成26年3月には欧州委員会から6,240万6千ユーロの制裁金の支払いを、さらに平成26年5月にはオーストラリア連邦裁判所から300万オーストラリアドルの制裁金の支払いを命じられました。

このほか、当社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所は、平成26年1月に、同社製品の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。当社及び当社グループ会社は、関係当局による調査等に全面的に協力しております。

これら一連の件につきましては、株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループ全社をあげて、これらの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、独占禁止法を中心としたコンプライアンス研修及びコンプライアンス点検・監査をグローバルに実施し、法令遵守の徹底及び企業の社会的責任に基づいた事業活動の推進に一層努めてまいる所存であります。

②企業価値の向上

当社グループは、平成28年の創立100周年における売上高1兆円を目指して、平成25年4月から3年間の中期経営計画を新たにスタートさせました。かかる中期経営計

画では、売上高1兆円に至る道筋として、経営の質を高めるべく、「1兆円を支える企業基盤の確立」を中期ビジョンとして掲げました。そして、「安全・品質・コンプライアンス」という基礎の上に、従来から取組んでまいりました「成長戦略」と「体質強化」を一歩進め、「収益重視の成長」と「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を目指すことにより、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業戦略と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、中期ビジョンの達成に向けて、

「収益重視の成長」の施策として

・新興国での成長
・顧客戦略、セクター戦略強化
・生産力、技術開発力強化
・戦略的提携

「1兆円の物量を回す管理能力の構築」の施策として

・ガバナンス充実、コンプライアンス強化
・事業構造改革
・グローバルマネジメントの進化

の7つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

コンプライアンス強化への取組みと体制<ご参考>

NSKコンプライアンス強化の取組み

NSKでは、全グループをあげ、さらなるコンプライアンス強化へ向けて様々な施策を推進しております。
主な取組みは以下のとおりです。

1. コンプライアンス委員会の開催

平成24年3月の設置以降、平成26年5月までコンプライアンス委員会を10回開催しております。

2. グローバル・コンプライアンス会議の開催

平成25年11月、地域統括拠点からコンプライアンス責任者を集め、第2回グローバル・コンプライアンス会議を開催しました。今後も年1回の開催を予定しております。

3. コンプライアンス協議会の開催

平成24年12月に引き続き、平成25年7月と12月、日本の各部門及びグループ会社からコンプライアンス責任者を集め、コンプライアンス協議会を開催しました。12月の協議会では外部専門家によるセミナーを実施しました。今後も年2回の開催を予定しております。

4. コンプライアンス教育

昨年に引き続き、NSKグループの役員・従業員を対象に、以下の教育を実施しております。

韓国での独占禁止法研修

- 独占禁止法研修、期間：平成25年5月～26年3月
  日本：58回、その他の地域：39回
- eラーニング、期間：平成25年10月～11月
  (独占禁止法の遵守・インサイダー取引・CSR・内部統制・人権・環境への取組み)

また職場でのコンプライアンス啓発活動に役立つよう「コンプラかわらばん」を定期発行しております。

5. コンプライアンス月間

平成25年から毎年10月をコンプライアンス月間と定め、様々なコンプライアンス啓発活動を行いました。代表例として「コンプライアンス標語」の募集を行い、応募6,329点から優秀作2点、入選3点を選出。優秀作2点はポスターを作成し全事業所に掲示しました。また「コンプライアンスのための5つの問いかけ」「内部通報連絡先」を印刷した「コンプライアンスカード」を全従業員に配布しました。

コンプライアンス体制

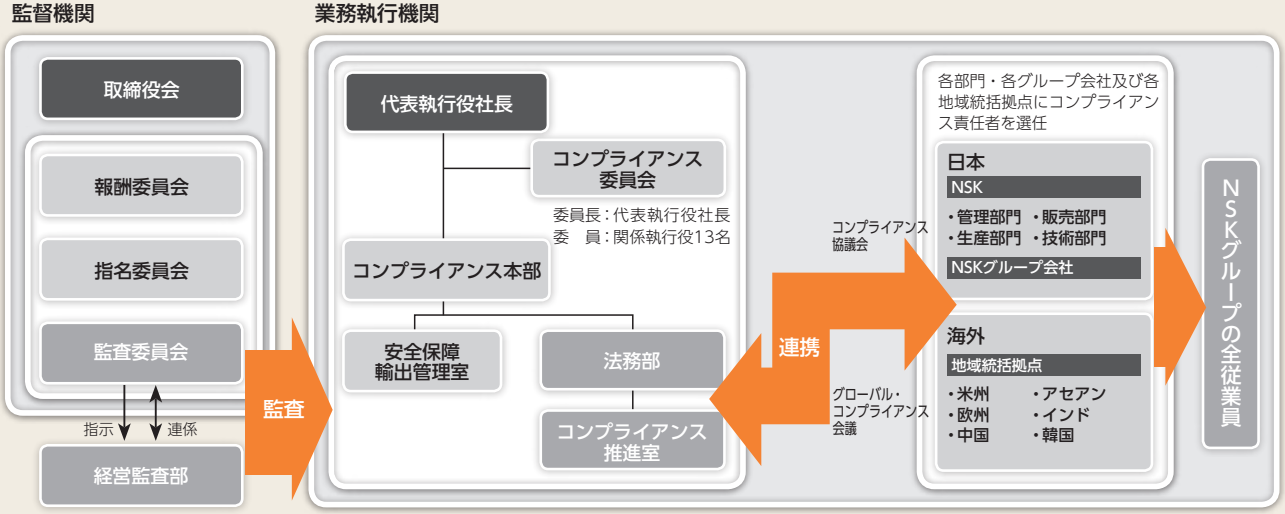

〔5〕財産及び損益の状況の推移

	第150期 (平成23年3月期)	第151期 (平成24年3月期)	第152期 (平成25年3月期)	第153期 (平成26年3月期)
売上高	710,431百万円	733,192百万円	732,842百万円	871,742百万円
経常利益	38,572百万円	42,004百万円	30,310百万円	66,785百万円
当期純利益	26,110百万円	28,514百万円	15,739百万円	31,167百万円
1株当たり当期純利益	48.30円	52.75円	29.14円	57.70円
総資産	788,626百万円	845,073百万円	882,547百万円	1,000,932百万円

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数により算出しております。

<ご参考>

■売上高

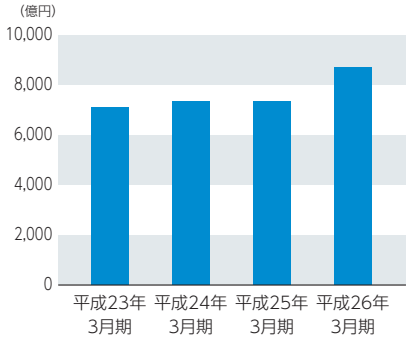

■経常利益 ■当期純利益 ●1株当たり当期純利益

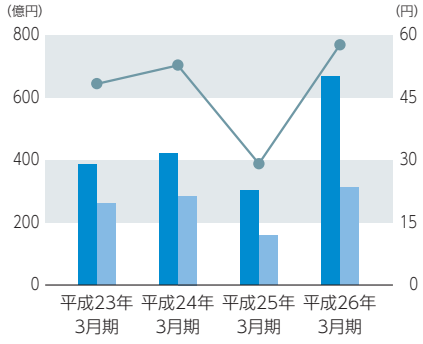

■総資産

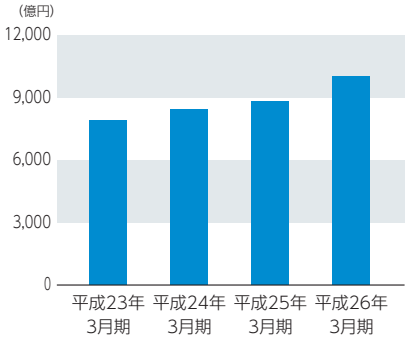

〔6〕重要な子会社の状況（平成26年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	事業の内容
NSKステアリングシステムズ株式会社	7,500百万円	100.0%	自動車部品の製造
NSKニードルベアリング株式会社	720百万円	— (注) 3 (98.1%)	自動車軸受の製造
株式会社天辻鋼球製作所	2,101百万円	100.0%	鋼球の製造・販売
NSKアメリカズ社	195,700千米ドル	— (注) 3 (100.0%)	米州関係会社の統括
NSKブラジル社	1,800千レアル	— (注) 3 (100.0%)	産業機械軸受等の製造・販売
NSKヨーロッパ社	406,297千ユーロ	— (注) 3 (100.0%)	欧州関係会社の統括
NSK中国社	1,622,873千中国元	100.0%	中国関係会社の統括、自動車軸受等の販売
NSK昆山社	701,608千中国元	63.3% (注) 4 (85.0%)	自動車軸受等の製造
NSKベアリング・インドネシア社	45,000千米ドル	100.0%	産業機械軸受等の製造
NSK韓国社	30,000百万ウォン	100.0%	産業機械軸受等の製造・販売

(注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記10社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択いたしました。
3. ( ) 内の数字は、NSKオーバーシーズ・ホールディングス株式会社（当社出資比率100.0%）の出資比率を含んでおります。
4. ( ) 内の数字は、中国にある関係会社の統括会社でありますNSK中国社（当社出資比率100.0%）の出資比率を含んでおります。

〔7〕主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、「産業機械事業」、「自動車事業」の二つの事業を軸に事業展開しており、「産業機械事業」については、一般産業向けの軸受、ボールねじ及びリニアガイド等の製造・販売を、「自動車事業」については、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、ステアリング及び自動変速機（AT）用部品等の製造・販売を主な事業としております。

事業	主要製品
産業機械	産業機械軸受 玉軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、自動調心ころ軸受、精密軸受 精密機器関連製品 ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ
自動車	自動車軸受 ハブユニット軸受、ニードル軸受、円すいころ軸受、玉軸受、自動変速機（AT）用部品 自動車部品 ステアリング、電動パワーステアリング
その他	鋼球、機械設備、液晶パネル用露光装置等

〔8〕主要拠点（平成26年3月31日現在）

〈主要販売拠点〉

地　域	名　　称		所　　在　　地
日　本	当　　社	東北支社	宮城県仙台市
		日立支社	茨城県水戸市
		北関東支社	群馬県高崎市
		東京支社	東京都品川区
		西関東支社	神奈川県厚木市
		長野支社	長野県諏訪市
		静岡支社	静岡県静岡市
		名古屋支社	愛知県名古屋市
		北陸支社	石川県金沢市
		関西支社	大阪府大阪市
		中国支社	広島県広島市
		九州支社	福岡県福岡市
		東日本自動車第一部	神奈川県厚木市
		東日本自動車第二部	東京都品川区
		東日本自動車第三部	栃木県宇都宮市
		東日本自動車第四部	群馬県高崎市
		中部日本自動車部	愛知県豊田市
		中部日本浜松自動車部	静岡県浜松市
		西日本自動車部	大阪府大阪市／広島県広島市
米　州	NSKコーポレーション社		Michigan, U.S.A.
	NSKプレシジョン・アメリカ社		Indiana, U.S.A.
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社		Vermont, U.S.A.
	NSKカナダ社		Ontario, Canada
	NSKブラジル社		São Paulo, Brazil
欧　州	NSK UK社		Nottinghamshire, U.K.
	NSKドイツ社		Ratingen, Germany
	NSKフランス社		Guyancourt, France
	NSKイタリア社		Milano, Italy
	NSKポーランド社		Kielce, Poland
アジア	NSK中国社		中国　昆山市
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング（タイ）社		Chonburi, Thailand
	サイアムNSKステアリングシステムズ社		Chachoengsao, Thailand
	ラネーNSKステアリングシステムズ社		Tamil Nadu, India
	NSK韓国社		韓国　ソウル市

〈主要生産拠点〉

地　域	名　　称		所　　在　　地
日　本	当　社	藤沢工場	神奈川県藤沢市
		福島工場	福島県東白川郡
		大津工場	滋賀県大津市
		石部工場	滋賀県湖南市
		埼玉工場	埼玉県羽生市
	NSKマイクロプレシジョン株式会社		神奈川県藤沢市
	日本精工九州株式会社		福岡県うきは市
	井上軸受工業株式会社		大阪府富田林市
	NSKステアリングシステムズ株式会社		群馬県前橋市
	NSKニードルベアリング株式会社		群馬県高崎市
	NSKワーナー株式会社		静岡県袋井市
	株式会社天辻鋼球製作所		大阪府門真市
	NSKマシナリー株式会社		埼玉県久喜市
	NSKテクノロジー株式会社		神奈川県藤沢市
米　州	NSKコーポレーション社		Indiana, U.S.A.
	NSKプレシジョン・アメリカ社		Indiana, U.S.A.
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社		Vermont, U.S.A.
	NSKブラジル社		Suzano, Brazil
欧　州	NSKベアリング・ヨーロッパ社		Durham, U.K.
	NSKベアリング・ポーランド社		Kielce, Poland
	NSKステアリングシステムズ・ポーランド社		Walbrzych, Poland
アジア	NSK昆山社		中国　昆山市
	NSKステアリングシステムズ東莞社		中国　東莞市
	NSK万達ステアリングシステムズ杭州社		中国　杭州市
	NSKベアリング・インドネシア社		Bekasi, Indonesia
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング（タイ）社		Chonburi, Thailand
	サイアムNSKステアリングシステムズ社		Chachoengsao, Thailand
	ラネーNSKステアリングシステムズ社		Haryana, India
	NSK韓国社		韓国　昌原市

世界に広がるNSKグループのネットワーク<ご参考>

	販売拠点	生産拠点	研究・開発拠点
日本	36	22	6
アメリカ	10	7	1
カナダ	3		
メキシコ	1	1	
ブラジル	5	1	1
ペルー	1		
アルゼンチン	1		
小計(米州)	21	9	2
イギリス	2	4	1
ドイツ	2	1	1
フランス	1		
イタリア	1		
オランダ	1		
スペイン	1		
ポーランド	3	4	1
ロシア	1		
トルコ	1		
アラブ首長国連邦	1		
南アフリカ	1		
小計(欧州)	15	9	3

	販売拠点	生産拠点	研究・開発拠点
中国	18	12	1
台湾	6		
韓国	2	2	1
シンガポール	2		
インドネシア	2	3	
タイ	3	2	1
マレーシア	4	2	
ベトナム	1		
インド	6	4	
オーストラリア	4		
ニュージーランド	1		
小計(アジア)	49	25	3
合計	121	65	14

(平成26年3月31日現在)

〔9〕従業員の状況（平成26年3月31日現在）

事業	従業員数	前期末比増減数
産業機械	10,700名	5名増
自動車	16,708名	1,957名増
全社（共通）・その他	3,046名	5名増
合計	30,454名	1,967名増

（注）従業員数は就業人員であります。

〔10〕主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	84,365百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	68,534百万円
株式会社横浜銀行	20,690百万円
富国生命保険相互会社	19,500百万円
明治安田生命保険相互会社	15,500百万円
日本生命保険相互会社	14,500百万円

（注）1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

〔1〕発行可能株式総数 1,700,000,000株

〔2〕発行済株式の総数 540,794,848株（自己株式10,473,256株を除く）

〔3〕株主数 18,833名

〔4〕大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	52,517千株	9.71%
日本生命保険相互会社	29,046千株	5.37%
富国生命保険相互会社	27,600千株	5.10%
明治安田生命保険相互会社	26,726千株	4.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,593千株	4.17%
株式会社みずほ銀行	18,211千株	3.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	10,709千株	1.98%
トヨタ自動車株式会社	10,000千株	1.84%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	8,675千株	1.60%
日本精工社員持株会	7,187千株	1.32%

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（10,473,256株）を控除して計算しております。

株主分布状況<ご参考>

所有者別分布状況

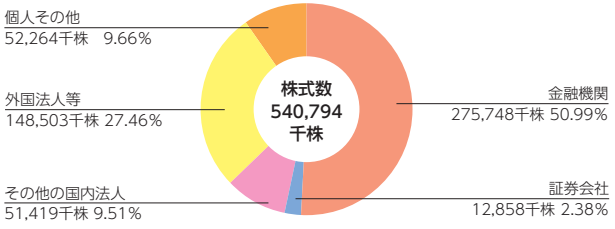

所有株数別分布状況

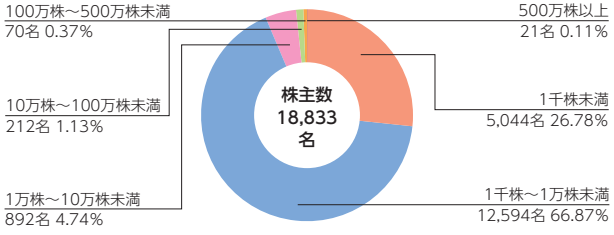

3 会社の新株予約権等に関する事項

〔1〕当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

		①		②		③	
権利行使期間		平成21年8月25日 ～平成26年8月24日		平成22年8月26日 ～平成27年8月25日		平成23年8月30日 ～平成28年8月29日	
付与対象者区分	取締役 （社外取締役を除く）	6名	108個	7名	130個	8名	150個
	社外取締役	1名	8個	2名	16個	3名	24個
	執行役	14名	70個	19名	120個	23名	178個
目的となる株式の種類		普通株式		普通株式		普通株式	
目的となる株式の数		186,000株		266,000株		352,000株	
新株予約権の発行価額		無償		無償		無償	
1株当たりの行使価額		603円		641円		831円	

（注）1. ①、②及び③は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、各々定時株主総会にて承認いただいたものであります。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
3. 執行役を兼務する取締役につきましては、取締役として記載しております。

〔2〕当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

〔1〕取締役の氏名等(平成26年3月31日現在)

氏名	担当及び重要な兼職の状況
大塚紀男	指名委員会委員長
小森勉	
内山俊弘	報酬委員会委員
松原正英	
芝本英之	
満江直樹	
野上宰門	
市川達夫	監査委員会委員
指田禎一	報酬委員会委員長、日清紡ホールディングス株式会社 顧問、双日株式会社 社外取締役、富国生命保険相互会社 社外監査役
萩原敏孝	指名委員会委員、株式会社小松製作所 顧問、ヤマトホールディングス株式会社 社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングス 社外取締役、日野自動車株式会社 社外監査役
鈴木和男	監査委員会委員長、住友大阪セメント株式会社 社外監査役
小原之夫	監査委員会委員、報酬委員会委員、指名委員会委員、昭和電工株式会社 社外監査役

(注) 1. 指田禎一、萩原敏孝、鈴木和男、小原之夫の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 指田禎一、萩原敏孝、鈴木和男、小原之夫の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準を設けており、その内容は「第153期定時株主総会招集ご通知」10ページに記載しております。
3. 監査委員会委員長 鈴木和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 齋藤量一、新保敏英の両氏は、平成25年6月25日付をもって退任いたしました。

〔2〕執行役の氏名等（平成26年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	大塚紀男	コンプライアンス委員会（以下CP委員会）委員長
代表執行役専務	小森勉	自動車事業本部長、自動車事業本部自動車軸受本部長、CP委員会委員
代表執行役専務	内山俊弘	管理担当、アジア担当、コーポレート経営本部長、CP委員会副委員長
代表執行役専務	松原正英	産業機械事業本部長、CP委員会委員
執行役専務	芝本英之	生産担当、環境担当、生産本部長、生産本部調達本部長、CP委員会委員
執行役専務	満江直樹	技術担当、技術開発本部長、品質保証本部担当、CP委員会委員
執行役常務	ノルベルト・シュナイダー	自動車事業本部自動車部品本部副本部長
執行役常務	荒牧宏敏	産業機械事業本部産業機械軸受技術センター所長、 技術開発本部総合研究開発センター所長
執行役常務	波田安継	自動車事業本部自動車営業本部長、CP委員会委員
執行役常務	後藤伸夫	自動車事業本部自動車部品本部副本部長、 自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センター所長
執行役常務	鈴木茂幸	自動車事業本部自動車軸受本部副本部長
執行役常務	杉本直樹	産業機械事業本部副本部長、CP委員会委員、 日本精工九州株式会社取締役社長
執行役常務	神尾泰宏	中国総代表、NSK中国社CEO
執行役常務	井上浩二	アセアン総支配人、NSKインターナショナル（シンガポール）社CEO、 NSKベアリング（タイ）社社長
執行役常務	バーナード・リンゼイ	米州総支配人、NSKアメリカズ社CEO
執行役常務	池村幸雄	コンプライアンス本部長、総務部長、広報部担当、CP委員会委員、 日精ビル管理株式会社取締役社長
執行役常務	中島秀雄	産業機械事業本部副本部長、産業機械事業本部営業本部長、CP委員会委員
執行役常務	野上宰門	経営企画本部長、IR・CSR室担当、CP委員会委員
執行役常務	麓正忠	自動車事業本部自動車部品本部長

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役	長島俊幸	自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センターステアリングエンジニアリングセンター所長
執行役	鈴木寛	自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センターステアリングR&Dセンター所長
執行役	桑城栄	自動車事業本部自動車軸受本部石部工場長、信和精工株式会社取締役社長
執行役	新井稔	品質保証本部長
執行役	小木曽文雄	産業機械事業本部藤沢工場長、旭精機株式会社取締役社長、NSK富山株式会社取締役社長
執行役	松本保	自動車事業本部自動車営業本部副本部長（西日本地区担当）、自動車事業本部自動車営業本部中部日本自動車部長
執行役	宮崎裕也	自動車事業本部自動車軸受本部自動車軸受技術センター所長
執行役	村田一成	米州副総支配人
執行役	エイドリアン・ブラウン	欧米担当、財務本部長、CP委員会委員
執行役	伊藤裕之	技術開発本部未来技術開発センター所長
執行役	池田新	人事部長、CP委員会委員、NSK人事サービス株式会社取締役社長、NSKフレンドリーサービス株式会社取締役社長
執行役	篠本正美	技術開発本部生産技術センター所長、NSKマシナリー株式会社取締役社長
執行役	小林克視	自動車事業本部自動車軸受本部副本部長
執行役	榎本俊彦	財務本部副本部長
執行役	織戸宏昌	IT業務本部長、CP委員会委員、NSKロジスティックス株式会社取締役社長
執行役	ユルゲン・アッカーマン	欧州総支配人、NSKヨーロッパ社CEO

（注）1. 大塚紀男、小森勉、内山俊弘、松原正英、芝本英之、満江直樹、野上宰門の各氏は、取締役を兼務しております。
2. 代表執行役専務 齋藤量一、新保敏英、執行役常務 長竹和夫、相島雅一、土井英樹、執行役 渡利勝の各氏は、平成25年6月25日付をもって退任いたしました。

〔3〕取締役及び執行役の報酬等の額

①取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション(新株予約権)、退職金で構成され、「取締役としての報酬」と「執行役としての報酬」を別々に決定いたします。なお、取締役が執行役を兼務する場合は、それぞれの報酬を合算して支給いたします。

㈠取締役の報酬

取締役の報酬は、原則として固定報酬とストック・オプションからなります。

ⅰ.固定報酬

固定報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定いたします。

ⅱ.ストック・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、社外取締役、社内取締役の別に応じて付与いたします。

ⅲ.その他

執行役を兼務しない社内取締役には、その在任年数に応じた退職金(年金)を支給いたします。

㈡執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション、退職金からなります。

ⅰ.固定報酬

固定報酬は、執行役の役位に応じた額を決め、また、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ⅱ.業績連動報酬

連結売上高営業利益率、事業利益率、連結ROEとキャッシュ・フロー及び品質を管理する指標を基準として、業績連動報酬の総額を決定いたします。

なお、個人別の報酬額は、その役位並びに担当する職務の業績達成度を評価して支給いたします。

ⅲ.ストック・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、ストック・オプションを執行役の役位に応じて付与いたします。

ⅳ.退職金

支給された固定報酬と在任年数に基づく退職金(一時金)並びに退任時の役位と在任年数に基づく退職金(年金)を支給いたします。

㈢その他

子会社、関係会社等の別の会社役員に就任している者が執行役に就任した場合には、報酬を別に定めることといたします。

②取締役及び執行役の報酬等の額

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間における取締役及び執行役の報酬等の額は以下のとおりであります。

	固定報酬		業績連動報酬		ストック・オプション		退職金	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
取締役（社内）	10名	66百万円	－	－	10名	0百万円	1名	1百万円
取締役（社外）	4名	42百万円	－	－	3名	0百万円	－	－
執行役	39名	791百万円	33名	659百万円	27名	9百万円	31名	378百万円

（注）1．取締役（社内）の報酬（退職金除く）には、執行役を兼務する者の取締役分が含まれております。
2．業績連動報酬の額は、第153期の業績に基づいた平成26年7月1日の支払い予定額であります。また、第152期の業績に基づいた平成25年7月1日の支払額は171百万円であります。
3．退職金の額は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額であります。また、当事業年度中に退任した執行役6名に対する退職金は384百万円であります。
4．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔4〕社外取締役に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

各社外取締役の重要な兼職先は、本報告書17ページ記載の「〔1〕取締役の氏名等」の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。各氏は、「第153期定時株主総会招集ご通知」10ページ記載の当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、当社と双日株式会社は相互に取引関係があり、その取引額は当社の売上高の1%程度、同社の売上高の1%未満であります。その他の兼職先と当社の取引額は、取引を有する場合でも双方の売上高の1%未満であります。また、富国生命保険相互会社は、当社株式を5.1%所有する大株主であり、当社借入金総額の7.0%の借入先でありますが、当社は複数の金融機関と取引があり、特に同社に依存している関係にはありません。このほか、各社外取締役の重要な兼職先との間に開示すべき関係はありません。

(注) 取引額については、連結売上高等をベースとしております。

②社外取締役の主な活動状況と役割

氏　名	取締役会及び担当委員会への出席状況	主な活動状況と役割
指田禎一	取締役会　100%（14回／14回） 報酬委員会100%（ 4回／ 4回）	会社経営に関する幅広い経験とそれに培われた高い見識に基づき、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの観点から企業価値向上に意を用いた適宜・適切な発言を行っております。
萩原敏孝	取締役会　100%（14回／14回） 指名委員会100%（ 4回／ 4回）	会社経営に関する幅広い経験とそれに培われた高い見識に基づき、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの観点から企業価値向上に意を用いた適宜・適切な発言を行っております。
鈴木和男	取締役会　100%（14回／14回） 監査委員会100%（14回／14回）	公認会計士としての幅広い経験と専門的見地からコンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの観点から企業価値向上に意を用いた適宜・適切な発言を行っております。
小原之夫	取締役会　 93%（13回／14回） 監査委員会 93%（13回／14回） 報酬委員会100%（ 4回／ 4回） 指名委員会100%（ 4回／ 4回）	会社経営に関する幅広い経験とそれに培われた高い見識に基づき、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの観点から企業価値向上に意を用いた適宜・適切な発言を行っております。

(注) 1. 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 指田禎一、萩原敏孝、鈴木和男、小原之夫の各氏は、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項　〔4〕対処すべき課題」(5ページ)に記載の独占禁止法違反等にかかる事実について、その判明時まで当該事実を認識しておりませんでしたが、当社社外取締役として日頃から法令遵守の視点に立った助言を行い、法令遵守について注意喚起しておりました。上記事実の判明後は、当社取締役会等において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスをさらに強化・徹底すること及びこのような事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行し、当社グループの信頼回復に努めております。

③責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5 会計監査人の状況

〔1〕会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

〔2〕当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	161百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	190百万円

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託し、対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、NSKアメリカズ社、NSKヨーロッパ社等7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

〔3〕会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等監査委員会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

〔1〕執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した事項の概要は下記のとおりであります。

記

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「NSKグループ経営規則」により、当社グループ全体の内部統制の向上を図り、経営の健全性・透明性を高め、経営管理を円滑に運営することを目的とし、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築しております。

監査委員会または監査委員会が指名する監査委員は、主要な子会社から定期的に報告を受けるほか、必要に応じて子会社を訪問し、また、子会社の監査役と連携し、その業務及び財産の状況を調査することができることとしております。

② 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「NSK企業倫理規則」、「コーポレートガバナンス規則」及び「コンプライアンス規則」により、当社グループが企業理念体系に則り、企業活動を行う上で、執行役及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方並びに当社グループのコンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項(組織、研修体制、内部通報制度等)を定め、執行役及び使用人の遵法意識の醸成を図るとともに、各社内規則の遵守を徹底することにより、内部統制の強化・充実に努め、執行役及び使用人による法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止しております。特に、国内外の競争法については、「競争法遵守規則」の遵守を徹底させるとともに、継続的な教育・啓発活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を醸成させること等により、執行役及び使用人による競争法違反行為をより実効的に防止しております。

また、当社グループのコンプライアンス体制を強化するため、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化に向けた方針を策定し、その方針を実現するためのコンプライアンス強化策を策定・推進するとともに、その実施状況等を監視・監督し、これを定期的に取締役会に報告しております。

コンプライアンス本部は、コンプライアンス委員会の策定した方針に基づき、コンプライアンス強化策を実施する役割を担い、良き企業市民としての社会的責任を常に認識し行動するための教育活動を、全社員を対象として実施しております。さらに、具体的な法令、規則及び企業倫理の遵守のための諸施策を企画・立案し、実行するとともに、当該諸施策を含むコンプライアンス強化策の社内での実施状況を監視し、これを定期的にコンプライアンス委員会に報告しております。また、コンプライアンス推進室は、上位組織であるコンプライアンス本部 法務部と

連携し、法務面でのサポートを得ながら、当社グループ全体のコンプライアンスのさらなる強化推進に関する業務を行う専任部署として、当該業務の企画、推進、確認、是正等を行っております。

さらに、「財務報告にかかる内部統制規則」に基づき、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の財務報告にかかる内部統制の整備及び運用を財務本部が、評価を経営監査部が担い、合理的な保証を得られる体制を確保しております。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(団体、個人を問わず)に対して断固たる姿勢を貫き、反社会的勢力からの不当、不法な要求に応じないことはもちろんのこと、取引関係を含め、反社会的勢力との関係を一切遮断して、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針としております。さらに、当該基本方針を「NSK企業倫理規則」に明記し、社内及び当社グループ全体への周知徹底を行っております。加えて、警察その他外部専門機関等との連携を強化するとともに、当社グループ全体として組織的な対応をとることができるように体制の整備を進めております。

③ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「NSKグループ経営規則」により、事業運営の原則、意思決定の仕組み、事業リスクの継続的監視、当社グループ各社の業績目標及び管理に関し、執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について定めております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規則」により、執行体制上の責任者及び組織の役割を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。

また、経営監査部が、各部署毎のリスク管理の状況を監査し、監査委員会はその結果について報告を受け、定期的に取締役会に報告しております。

⑤ 執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制については、「文書等の保存・管理規則」に定めております。

また、執行役は、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、これらの情報を閲覧に供することとしております。

⑥ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を経営監査部としております。経営監査部員のうち若干名の使用人は専任または兼務にて監査委員会の職務を補助することとしております。

⑦ 経営監査部の執行役からの独立性に関する事項

経営監査部は代表執行役社長直属の組織とし、監査対象部門から独立した組織となっております。

さらに、監査委員会は組織的監査を行うために、経営監査部長または所属の使用人に対し、直接、指揮・命令することができ、同部長及び同部員の異動発令及び懲戒等は、事前に監査委員会の同意を得たうえで、代表執行役社長が行っております。

また、同部長及び同部員の人事評価に関して、監査委員会は意見を述べることができることとしております。

⑧ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社事業部門責任者及び当社グループの責任者等が、経営概況、営業報告、生産報告、その他監査委員会が必要と認める事項につき、報告する体制を構築しております。特に当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無につき定期的に監査委員会に報告し、その事実が発生したと判断した場合には、直ちにその内容を監査委員会に報告することとしております。

さらに報告を補完する手段として、監査委員会が必要と認めた当社グループの重要会議について、会議主催者の同意を得て、監査委員会が指名する監査委員を出席させることができることとしております。また、執行役は内部通報制度を整備し、その運用及び通報の状況について遅滞なく監査委員会または監査委員会が指名する監査委員に報告することとしております。

⑨ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、代表執行役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、経営監査部による内部監査の有効性を確保するため、内部監査にかかる年次計画、実施状況及びその結果について、執行役に対して、計画変更、追加監査または改善を勧告することができることとしております。

また、監査委員会は、独自に顧問弁護士を雇用し、必要に応じて専門の弁護士、会計士から監査業務に関する助言を受けることができることとしております。

〔2〕株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っております。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えております。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をしていただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在

り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社グループは、平成28年の創立100周年における売上高1兆円を目指して、平成25年4月より3年間の中期経営計画を新たにスタートさせました。かかる中期経営計画では、売上高1兆円に至る道筋として、経営の質を高めるべく、「1兆円を支える企業基盤の確立」を中期ビジョンとして掲げました。そして、「安全・品質・コンプライアンス」という基礎の上に、従来から取組んでまいりました「成長戦略」と「体質強化」を一歩進め、「収益重視の成長」と「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を目指すことにより、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業戦略と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、中期ビジョンの達成に向けて、

「収益重視の成長」の施策として

・新興国での成長
・顧客戦略、セクター戦略強化
・生産力、技術開発力強化
・戦略的提携

「1兆円の物量を回す管理能力の構築」の施策として

・ガバナンス充実、コンプライアンス強化
・事業構造改革
・グローバルマネジメントの進化

の7つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

㈡　コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入の上、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

なお、当社は、社外取締役4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制は次のとおりです。

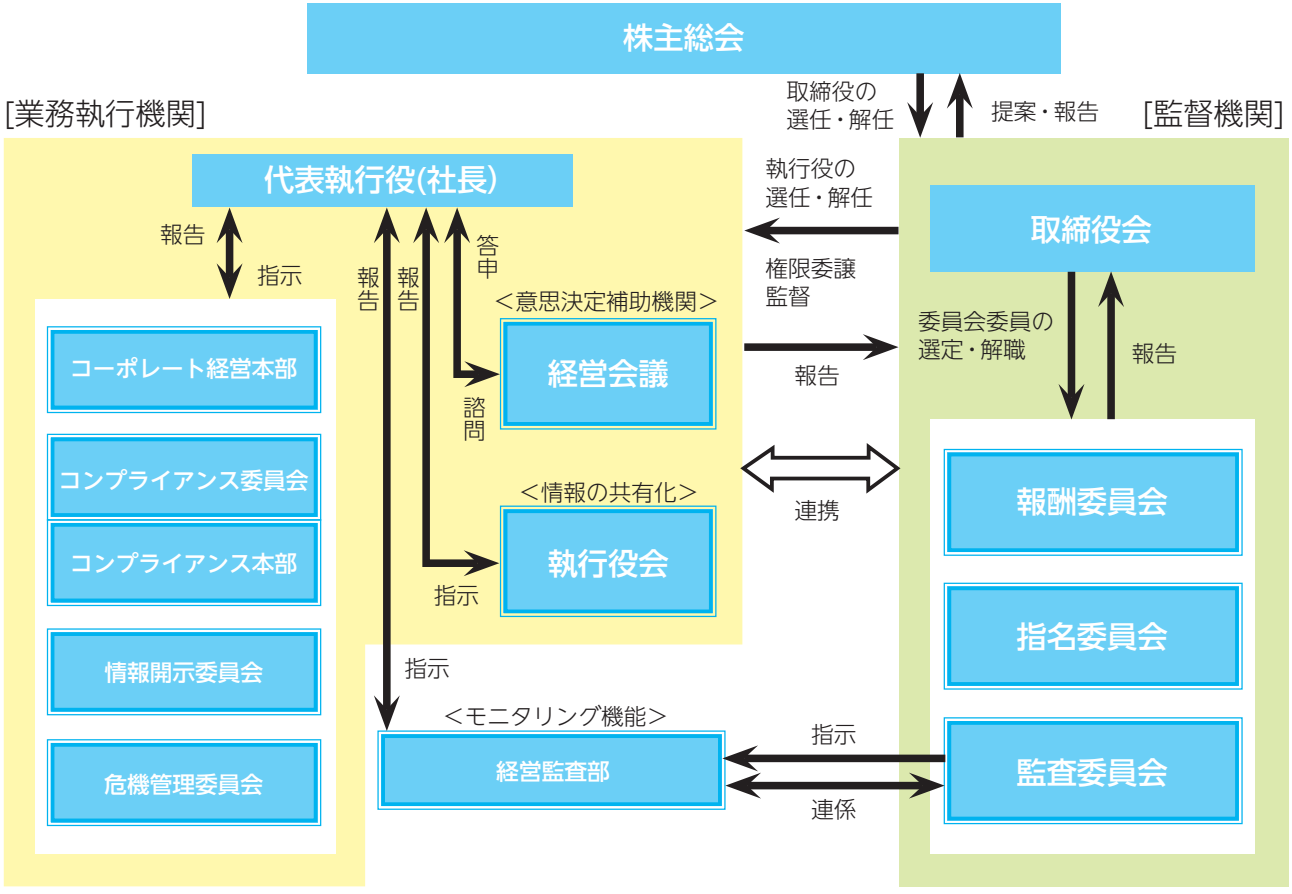

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同規則第118条第3号ロ(2)）として、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催の当社定時株主総会において関連議案が承認されることを条件として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議し、当該議案につきましては、当社定款第35条に基づき、同株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。旧プランは、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令等の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成23年5月24日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

(イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。）、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

(ロ) 大量買付ルールの設定

ⅰ．意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

ⅱ．本必要情報の提供

当社取締役会は、上記ⅰ.の意向表明書受領後10営業日（初日不算入）以内に、大量買付者から提供していただくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立し

た第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

ⅲ. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間(初日不算入)延長できるものとします(なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。)。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門

家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動にかかる当社取締役会の決議(株主総会の決議に基づく場合を除きます。)は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

㈡ 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記㈠に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結の時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

㈣ 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで(平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については、3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(http://www.jp.nsk.com/)に掲載しております、平成23年5月24日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記①記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記②の取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えております。

従いまして、上記②の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤ 上記③の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記③の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行うことができるようにするために導入されるものです。

また、上記③の取組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる(但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。)こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

さらに、上記③の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記③の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることになります。

従いまして、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

<ご参考>

当社は、平成26年5月23日開催の当社取締役会において、平成26年6月25日開催の当社第153期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、本プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入することを決議いたしました。

その詳細につきましては、株主総会参考書類11頁から25頁をご参照ください。

〔3〕剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針の一つとしております。配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本としつつ、連結ベースでの配当性向や業績水準等を勘案して決定したいと考えております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり9円とさせていただきます。なお、昨年12月3日に1株につき7円の中間配当を実施いたしましたので、年間での配当金は、前期と比べて5円増配の1株につき16円となります。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

	平成26年3月期（平成26年3月31日）	（ご参考）平成25年3月期（平成25年3月31日）
（資産の部）		
流動資産	520,614	448,187
現金及び預金	68,319	54,643
受取手形及び売掛金	165,808	141,706
有価証券	100,181	86,272
棚卸資産	131,735	119,268
繰延税金資産	13,034	10,371
その他の流動資産	43,036	37,252
貸倒引当金	△1,502	△1,326
固定資産	480,317	434,359
有形固定資産	304,169	280,089
建物及び構築物	79,994	77,017
機械装置及び運搬具	151,146	133,188
土地	37,471	37,499
その他の有形固定資産	35,557	32,384
無形固定資産	12,278	13,970
のれん	226	483
その他の無形固定資産	12,052	13,487
投資その他の資産	163,869	140,299
投資有価証券	103,932	88,635
繰延税金資産	3,008	2,578
前払年金費用	–	42,579
退職給付に係る資産	47,740	–
その他の投資その他の資産	9,696	6,996
貸倒引当金	△507	△490
資産合計	1,000,932	882,547

	平成26年3月期（平成26年3月31日）	（ご参考）平成25年3月期（平成25年3月31日）
（負債の部）		
流動負債	331,445	289,462
支払手形及び買掛金	130,745	117,808
短期借入金	95,666	113,426
社債	15,000	–
未払法人税等	12,028	2,356
その他の流動負債	78,005	55,870
固定負債	287,330	252,272
社債	20,000	35,000
長期借入金	184,866	156,676
繰延税金負債	35,665	27,098
退職給付引当金	–	19,855
役員退職慰労引当金	1,567	1,693
環境対策引当金	178	163
退職給付に係る負債	36,438	–
その他の固定負債	8,615	11,786
負債合計	618,776	541,735
（純資産の部）		
株主資本	352,107	329,036
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,560	78,343
利益剰余金	210,739	188,034
自己株式	△4,369	△4,518
その他の包括利益累計額	7,094	△9,750
その他有価証券評価差額金	31,387	21,986
為替換算調整勘定	△14,067	△31,737
退職給付に係る調整累計額	△10,225	–
新株予約権	328	510
少数株主持分	22,626	21,015
純資産合計	382,155	340,812
負債及び純資産合計	1,000,932	882,547

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

	平成26年3月期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）		平成25年3月期（ご参考）（平成24年4月1日～平成25年3月31日）	
	金　額	対売上高比率 %	金　額	対売上高比率 %
売上高	871,742	100.0	732,842	100.0
売上原価	686,109	78.7	596,297	81.4
売上総利益	185,633	21.3	136,544	18.6
販売費及び一般管理費	117,583	13.5	104,183	14.2
営業利益	68,049	7.8	32,361	4.4
営業外収益	8,971	1.0	8,150	1.1
受取利息及び配当金	2,123		1,826	
持分法による投資利益	3,854		3,627	
雑益	2,993		2,697	
営業外費用	10,235	1.2	10,201	1.4
支払利息	4,811		4,865	
雑損	5,424		5,335	
経常利益	66,785	7.7	30,310	4.1
特別利益	3,826	0.4	1,409	0.2
投資有価証券売却益	2,839		275	
固定資産売却益	986		1,134	
特別損失	16,269	1.9	6,424	0.8
独占禁止法関連損失	16,269		6,005	
投資有価証券評価損	－		419	
税金等調整前当期純利益	54,341	6.2	25,296	3.5
法人税、住民税及び事業税	18,576	2.1	7,108	1.0
法人税等調整額	1,952	0.2	600	0.1
少数株主損益調整前当期純利益	33,812	3.9	17,586	2.4
少数株主利益	2,645	0.3	1,847	0.3
当期純利益	31,167	3.6	15,739	2.1

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	67,176	78,343	188,034	△4,518	329,036
当期変動額					
剰余金の配当			△8,650		△ 8,650
当期純利益			31,167		31,167
関係会社の決算期変更による剰余金増加額			188		188
自己株式の取得				△ 40	△ 40
自己株式の処分		217		188	405
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	217	22,704	148	23,070
平成26年3月31日残高	67,176	78,560	210,739	△ 4,369	352,107

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成25年4月1日残高	21,986	△31,737	－	△9,750	510	21,015	340,812
当期変動額							
剰余金の配当							△8,650
当期純利益							31,167
関係会社の決算期変更による剰余金増加額							188
自己株式の取得							△40
自己株式の処分							405
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,400	17,670	△10,225	16,845	△182	1,610	18,272
当期変動額合計	9,400	17,670	△10,225	16,845	△182	1,610	41,343
平成26年3月31日残高	31,387	△14,067	△10,225	7,094	328	22,626	382,155

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結子会社のうち、ラネーNSKステアリングシステムズ社については、従来、連結決算日よりも3ヶ月前の決算財務諸表を使用し、連結上必要な調整を行い連結しておりましたが、当連結会計年度より連結決算日の決算財務諸表を使用することに変更しております。関係会社の決算期変更による剰余金増加額は、この変更によるものであります。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数は93社であります。

主要な連結子会社の名称：

NSKステアリングシステムズ㈱、
NSKニードルベアリング㈱、㈱天辻鋼球製作所、
NSKアメリカズ社、NSKブラジル社、NSKヨーロッパ社、
NSK中国社、NSK昆山社、NSKベアリング・インドネシア社、
NSK韓国社

(2) 非連結子会社の名称等

㈱ケーケーエス坂井製作所、エイケイエス販売㈱、
日東鋼球製造㈱、堺天辻鋼球製造㈱、NSSカンラ㈱、
NSKフレンドリーサービス㈱

非連結子会社6社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数は16社であります。

主要な関連会社の名称：NSKワーナー㈱

(4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

㈱ケーケーエス坂井製作所、エイケイエス販売㈱、
日東鋼球製造㈱、堺天辻鋼球製造㈱、NSSカンラ㈱、
NSKフレンドリーサービス㈱

持分法を適用していない非連結子会社6社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子会社

・新規設立による増加：1社

NSKベアリング・マニュファクチュアリング・メキシコ社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱栗林製作所については2月末日現在の決算計算書類を使用しております。また、連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法であります。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法であります。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

製品、原材料及び仕掛品は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。

貯蔵品は主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算

定）であります。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産

原則として定額法によっております。

⑶　繰延資産の処理方法

支出時に全額償却しております。

⑷　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務を相殺消去した期末の金銭債権に対し、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しております。

②　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

③　環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。

⑸　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

⑹　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

⑺　消費税等の会計処理に関する事項

税抜方式によっております。

⑻　のれんの償却に関する事項

NSKニードルベアリング㈱及び㈱天辻鋼球製作所にかかるのれんは10年間で均等償却しており、重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

【会計方針の変更に関する注記】

（会計方針の変更）

1.　当社グループでは、貯蔵品の評価方法について、従来、主として移動平均法を採用しておりましたが、新会計システム導入を機に、業務処理の迅速化・効率化の観点から業務の見直しを行った結果、主として先入先出法を採用することが妥当であると判断しました。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

2.　「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（但し、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産を47,740百万円、退職給付に係る負債を36,438百万円計上しております。また、その他の包括利益累計額が10,225百万円減少しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社及び国内子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)を除き、原則として定率法を適用しておりましたが、当連結会計年度より、当社及び主要な国内子会社は定額法に変更しております。

当社グループでは、当期を初年度とする中期経営計画に基づき、為替変動リスクへの対応や製造コスト低減のため、現地生産及び現地調達を強化し、グローバルな生産体制の再編を進めてまいります。

今後の生産計画では、中国、アジアを中心とした海外各国の製造拠点で増強設備投資を加速させ、従来、日本で製造されていた製品の海外生産比率を大幅に高めることで、グローバルでバランスのとれた供給力の強化を行い、需要変動をグローバルで補完し合うことで、事業環境の変化に強い生産体制の構築を進めてまいります。これを契機に、当社及び主要な国内子会社の生産設備の使用実態を適切に反映した減価償却方法について再検討しました。

この結果、日本では安定的な稼働と生産の平準化が実現される見込みであり、当社及び主要な国内子会社の有形固定資産の減価償却方法を使用可能期間にわたり均等に原価配分する定額法に変更することが、使用実態をより適切に反映するものと判断しました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の減価償却費は1,467百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,278百万円増加しております。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

(会計上の見積りの変更)

従来、海外子会社が保有する有形固定資産の「機械装置」は耐用年数を主に10年として減価償却を行ってきましたが、当連結会計年度より主に12年を採用しております。

当社グループは、当期を初年度とする中期経営計画において、中国、アジアを中心とした海外各国の製造拠点で増強設備投資を加速させ、従来、日本で製造されていた製品の海外生産比率を大幅に高めることで、グローバルでバランスのとれた供給力の強化を行い、需要変動をグローバルで補完し合うことで、事業環境の変化に強い生産体制の構築を進めています。また、グローバルで高水準の保全体制を構築することで製造機械の長寿命化を図っています。これを契機に耐用年数の見直しを実施し、海外工場において使用する各種製造機械の経済的使用可能予測期間の分析を行った結果、耐用年数12年が使用実態を反映するものと判断しました。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費は2,607百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ2,332百万円増加しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額　652,633百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	6百万円
有形固定資産	67百万円

⑵　担保に係る債務　　38百万円

3. 保証債務　　187百万円
　内、関連会社の銀行借入等に対する債務保証　　(179百万円)
　　従業員の財形貸付融資に対する債務保証　　(8百万円)

4. 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高　　1,843百万円

5. 訴訟事項等

⑴　関係当局による立入検査について

軸受製品の取引に関して、当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。また、当社のシンガポールにおける販売子会社は、平成25年2月に、競争法違反の疑いがあるとして、シンガポール競争法委員会による立入検査を受けました。さらに、当社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所の本社及び関係営業所は、平成26年1月に、同社製品の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。

また、当社の子会社は、その他の国においても関係当局による調査等を受けております。

当社及び当社グループといたしましては、関係当局による調査等に全面的に協力しております。

なお、これらの結果として、今後、課徴金等による損失が発生する可能性がありますが、現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

⑵　集団訴訟の提起について

米国において、原告である軸受製品の購入者等の代表者から、当社及び当社の米国子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟が提起されております。原告は、被告らが共謀して、米国において、軸受製品の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して、損害賠償、対象行為の差止め等を請求しております。また、カナダにおいても、当社及び当社のカナダ子会社を含む被告らに対して、上記訴訟と同種の集団訴訟が複数提起されております。

当社並びに当社の米国及びカナダの子会社といたしましては、原告による請求に対して、正当性を主張して争っていく所存です。なお、訴状には、請求金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

また、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種の訴訟を今後提起される可能性があります。

なお、前連結会計年度からの変動はありません。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数　普通株式　551,268,104株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年５月24日 取締役会	普通株式	2,701	5.0	平成25年3月31日	平成25年６月4日
平成25年10月28日 取締役会	普通株式	3,783	7.0	平成25年9月30日	平成25年12月3日
計		6,485			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年5月23日開催の取締役会の議案として、剰余金の処分として期末配当に関する事項を次のとおり付議します。

①	配当金の総額	4,867百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	9.00円
④	基準日	平成26年3月31日
⑤	効力発生日	平成26年6月4日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
当社	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	493,000株
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	711,000株
	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	741,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な運転資金及び設備資金を主として銀行借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余裕資金は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクの影響を受けておりますが、販売部門を中心に常日頃から情報収集を行い、取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

グローバルに事業を展開していることから生じる為替変動リスクに対応するため、外貨建債権債務の均衡を図り、また、社内規定に従い必要に応じヘッジ取引を行っております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、社内規定に従い必要に応じ金利スワップ取引を利用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照ください)。

(単位:百万円)

科　　目	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	68,319	68,319	−
(2) 受取手形及び売掛金(純額)	164,367	164,367	−
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	349	343	△6
② その他有価証券	176,520	176,520	−
資産計	409,557	409,550	△6
(1) 支払手形及び買掛金	130,745	130,745	−
(2) 短期借入金	71,469	71,469	−
(3) 社債(※1)	35,000	36,259	1,259
(4) 長期借入金(※1)	209,063	214,426	5,362
負債計	446,277	452,899	6,621
デリバティブ取引(※2)	275	275	−

(※1) 社債及び長期借入金には1年以内に期限の到来する金額を含めております。
(※2) デリバティブ取引は債権・債務を純額で表示、合計で正味の債務となる場合は、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金(純額)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらのうち短期間で決済される有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、その他の株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

⑴ 支払手形及び買掛金、並びに ⑵ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑷ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格によっております。為替予約の振当法によるものはヘッジ対象とされている売掛金と一体処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 関係会社株式及び非上場株式等(連結貸借対照表計上額 27,242 百万円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができないことにより、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	664円74銭
1株当たり当期純利益	57円70銭

連結キャッシュ・フロー計算書 <ご参考>

（単位：百万円）

	平成26年3月期 （平成25年4月1日～平成26年3月31日）	平成25年3月期 （平成24年4月1日～平成25年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,342	53,797
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 42,402	△45,262
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,204	△5,544
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,527	3,457
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	27,263	6,447
現金及び現金同等物の期首残高	141,653	135,307
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	22	△101
現金及び現金同等物の期末残高	168,940	141,653

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（単位：百万円）

	平成26年3月期（平成26年3月31日）	（ご参考）平成25年3月期（平成25年3月31日）
（資産の部）		
流動資産	301,507	278,473
現金及び預金	15,993	18,164
受取手形	6,602	5,494
電子記録債権	5,007	4,506
売掛金	86,240	81,213
有価証券	100,071	85,062
製品	18,182	15,619
仕掛品	9,622	10,380
原材料及び貯蔵品	2,141	2,127
未収入金	40,937	42,083
繰延税金資産	4,564	4,393
その他の流動資産	12,300	9,604
貸倒引当金	△158	△177
固定資産	438,168	423,565
有形固定資産	73,516	76,759
建物	24,169	25,587
構築物	1,244	1,333
機械装置	27,375	29,620
車両運搬具	30	30
工具器具備品	1,653	1,496
土地	15,472	15,910
リース資産	657	798
建設仮勘定	2,914	1,981
無形固定資産	9,759	10,025
借地権	930	930
その他の無形固定資産	8,829	9,095
投資その他の資産	354,891	336,780
投資有価証券	67,477	56,353
関係会社株式	199,269	199,036
関係会社出資金	35,124	32,999
長期貸付金	5,346	4,828
長期前払費用	221	233
前払年金費用	43,758	39,588
その他の投資その他の資産	4,092	4,139
貸倒引当金	△399	△398
資産合計	739,675	702,039

	平成26年3月期（平成26年3月31日）	（ご参考）平成25年3月期（平成25年3月31日）
（負債の部）		
流動負債	281,616	261,450
支払手形	2,503	2,620
電子記録債務	26,871	23,854
買掛金	82,072	87,344
短期借入金	107,764	123,120
社債	15,000	－
リース債務	177	243
未払金	24,613	10,602
未払費用	14,614	11,616
未払法人税等	6,751	576
預り金	1,206	1,458
その他の流動負債	41	12
固定負債	205,932	192,532
社債	20,000	35,000
長期借入金	158,500	134,500
リース債務	504	579
繰延税金負債	23,182	18,574
役員退職慰労引当金	1,567	1,693
環境対策引当金	147	147
その他の固定負債	2,030	2,037
負債合計	487,548	453,983
（純資産の部）		
株主資本	223,781	226,903
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,407	78,197
資本準備金	77,923	77,923
その他資本剰余金	483	273
利益剰余金	82,315	85,790
利益準備金	10,292	10,292
その他利益剰余金	72,023	75,497
事業研究費積立金	1,627	1,627
固定資産圧縮積立金	4,201	3,806
別途積立金	63,766	66,266
繰越利益剰余金	2,428	3,798
自己株式	△4,118	△4,261
評価・換算差額等	28,016	20,641
その他有価証券評価差額金	28,016	20,641
新株予約権	328	510
純資産合計	252,126	248,056
負債及び純資産合計	739,675	702,039

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

	平成26年3月期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）		平成25年3月期（ご参考）（平成24年4月1日～平成25年3月31日）	
	金　額	対売上高比率 %	金　額	対売上高比率 %
売上高	459,060	100.0	450,729	100.0
売上原価	379,435	82.7	387,859	86.1
売上総利益	79,624	17.3	62,870	13.9
販売費及び一般管理費	57,733	12.6	53,952	12.0
営業利益	21,890	4.8	8,917	2.0
営業外収益	6,979	1.5	6,875	1.5
受取利息及び配当金	6,198		5,439	
雑益	781		1,435	
営業外費用	5,458	1.2	5,613	1.2
支払利息	3,152		3,545	
雑損	2,305		2,067	
経常利益	23,412	5.1	10,178	2.3
特別利益	3,826	0.8	1,335	0.3
投資有価証券売却益	2,839		200	
固定資産売却益	986		1,134	
特別損失	16,769	3.7	7,543	1.7
独占禁止法関連損失	16,269		6,005	
関係会社株式評価損	499		1,119	
投資有価証券評価損	－		417	
税引前当期純利益	10,468	2.3	3,971	0.9
法人税、住民税及び事業税	6,847	1.5	593	0.1
法人税等調整額	610	0.1	91	0.0
当期純利益	3,011	0.7	3,285	0.7

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						事業研究費積立金	固定資産圧縮積立金
平成25年4月1日残高	67,176	77,923	273	78,197	10,292	1,627	3,806
当期中の変動額							
剰余金の配当				－			
積立金の積立額				－			493
積立金の取崩額				－			△104
税率変更による増加額				－			6
当期純利益				－			
自己株式の取得				－			
自己株式の処分			209	209			
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				－			
当期中の変動額合計	－	－	209	209	－	－	395
平成26年3月31日残高	67,176	77,923	483	78,407	10,292	1,627	4,201

	株主資本					評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
	別途積立金	繰越利益剰余金							
平成25年4月1日残高	66,266	3,798	85,790	△4,261	226,903	20,641	20,641	510	248,056
当期中の変動額									
剰余金の配当		△6,485	△6,485		△6,485		－		△6,485
積立金の積立額		△493	－		－		－		－
積立金の取崩額	△2,500	2,604	－		－		－		－
税率変更による増加額		△6	－		－		－		－
当期純利益		3,011	3,011		3,011		－		3,011
自己株式の取得			－	△45	△45		－		△45
自己株式の処分			－	188	398		－		398
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）			－		－	7,374	7,374	△182	7,191
当期中の変動額合計	△2,500	△1,369	△3,474	142	△3,121	7,374	7,374	△182	4,070
平成26年3月31日残高	63,766	2,428	82,315	△4,118	223,781	28,016	28,016	328	252,126

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法であります。その他有価証券は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法であります。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品は総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)であります。

貯蔵品は先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)であります。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)及び無形固定資産(リース資産を除く)は定額法であります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

支出時に全額償却しております。

5. 引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

期末の金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しております。

⑵ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。

⑶ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑷ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル(PCB)の処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式であります。

【会計方針の変更に関する注記】

(会計方針の変更)

当社では、貯蔵品の評価方法について、従来、移動平均法を採用しておりましたが、新会計システム導入を機に、業務処理の迅速化・効率化の観点から業務の見直しを行った結果、先入先出法を採用することが妥当であると判断しました。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)を除き、定率法を適用しておりましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。

当社グループでは、当期を初年度とする中期経営計画に基づき、為替変動リスクへの対応や製造コスト低減のため、現地生産及び現地調達を強化し、グローバルな生産体制の再編を進めてまいります。

今後の生産計画では、中国、アジアを中心とした海外各国の製造拠点で増強設備投資を加速させ、従来、日本で製造されていた製品の海外生産比率を大幅に高めることで、グローバルでバランスのとれた供給力の強化を行い、需要変動をグローバルで補完し合うことで、事業環境の変化に強い生産体制の構築を進めてまいります。これを契機に、当社の生産設備の使用実態を適切に反映した減価償却方法について再検討しました。

この結果、日本では安定的な稼働と生産の平準化が実現される見込みであり、当社の有形固定資産の減価償却方法を使用可能期間にわたり均等に原価配分する定額法に変更することが、使用実態をより適切に反映するものと判断しました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費は785百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ693百万円増加しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	6百万円
(2) 担保に係る債務	31百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	280,869百万円
3. 保証債務	
保証債務	4,029百万円
内、関係会社の手形債権信託契約に基づく債権譲渡に対する債務保証	(936百万円)
関係会社の銀行借入等に対する債務保証	(3,085百万円)
当社従業員の財形貸付融資に対する債務保証	(8百万円)
保証類似行為	30,622百万円
内、関係会社の銀行借入等に対する保証類似行為	(30,622百万円)
4. 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高	907百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	66,843百万円
長期金銭債権	5,857百万円
短期金銭債務	108,553百万円
長期金銭債務	1,182百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引	売上高 127,106百万円
	仕入高 242,647百万円
営業取引以外の取引高	39,266百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,473,256株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	3,895百万円
未払賞与	3,127百万円
役員退職慰労引当金	1,168百万円
関係会社株式評価損	3,448百万円
投資有価証券評価損	795百万円
未払金	5,764百万円
その他	3,487百万円
繰延税金資産小計	21,688百万円
評価性引当額	△11,743百万円
繰延税金資産合計	9,945百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△2,305百万円
退職給付信託設定益	△11,384百万円
その他有価証券評価差額金	△14,501百万円
その他	△372百万円
繰延税金負債合計	△28,563百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△18,618百万円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NSKステアリングシステムズ㈱	100.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入(注1) 資金の借入(注2)	79,385 2,979	買掛金 短期借入金	8,114 10,383
子会社	NSKニードルベアリング㈱	98.1	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入(注1) 資金の借入(注2)	41,581 946	買掛金 短期借入金	13,128 14,741
子会社	㈱天辻鋼球製作所	100.0	製品の購入 役員の兼任	資金の借入(注2)	2,463	短期借入金	13,060
子会社	NSKオーバーシーズ・ホールディングス㈱	100.0	役員の兼任	資金の借入(注2)	3,777	短期借入金	9,027
子会社	NSKヨーロッパ社	100.0	製品の販売 役員の兼任	保証類似行為(注3)	13,104	—	—
関連会社	NSKワーナー㈱	50.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入(注1)	44,753	買掛金	8,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の購入の条件については、同社の総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

(注2) 資金の借入については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

(注3) 関係会社の銀行借入につき、保証類似行為を行っております。

(注4) 上記金額の内、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 465円61銭

1株当たり当期純利益 5円57銭

【連結配当規制適用会社に関する注記】

当社は連結配当規制の適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原　勝彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中　修	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武藤太一	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精工株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社及び主要な国内子会社は、従来、定率法を適用していた有形固定資産の減価償却の方法を、当連結会計年度より定額法へ変更している。また、会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、海外子会社は、機械装置の耐用年数を変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	勝彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中	修	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武藤	太一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精工株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、従来、定率法を適用していた有形固定資産の減価償却の方法を、当事業年度より定額法へ変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第153期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。さらに、当該事業年度における事業報告、計算書類等並びに連結計算書類について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、当委員会が定めた監査の方針、職務の分担及びコンプライアンス強化の状況を重点監査項目とした当期の監査計画に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の状況等の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。連結計算書類については、執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の独占禁止法等の違反に関わる事案につきましては、監査委員会は、コンプライアンスリスクの管理及び監査の更なる強化を図るとともに、当社及びグループ各社が、再発防止に向けてコンプライアンス体制のより一層の強化のための諸施策を実施し、法令順守及び企業倫理の徹底を図っていることを確認しております。今後とも当委員会は、コンプライアンス強化策の取組み及び定着の状況を監視・検証してまいります。

平成26年5月16日

日本精工株式会社　監査委員会

監　査　委　員　鈴　木　和　男　㊞

監　査　委　員　小　原　之　夫　㊞

監　査　委　員　市　川　達　夫　㊞

(注) 監査委員鈴木和男及び小原之夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

ZOOM UP

アセアン事業

NSKの成長を牽引する新興市場。なかでも6億の人口を抱えるアセアンマーケットは
所得拡大により重要性が高まっています。

アセアン事業の概要

1．マーケット：アセアン、その他アジア諸国等、広範な地域にまたがる。域内には、新興国と先進国が混在しており、民族、宗教、言語、政治体制、GDP、産業構造等、多種多様な市場。
2．事業規模：2013年度の売上は8億ドル強（約800億円）、従業員数は約5,000名。
3．拠　　点：シンガポールに地域統括機能と産業機械事業の本部を置き、タイに自動車事業の本部を設置。現在は7つの生産拠点、1つのテクノロジーセンター、12箇所で販売拠点を展開。この他、広く販売代理店網を構築。
4．沿　　革
・1967年：タイのバンコクに駐在員事務所を設立。以降アセアン各地に販売会社を設立。
・1991年：マレーシアのクアラルンプールにパソコン向け等の軸受工場を設立。
・1994年：インドネシアのジャカルタに家電向け等の軸受工場を設立。
・1995年：タイのバンコクにステアリング工場を設立。
・2001年：タイのバンコクに自動車向けの軸受工場を設立。
・2004年：タイのバンコクにテクノロジーセンターを設立。

NSKベアリング・マニュファクチュアリング（タイ）社

NSKアジアパシフィック・テクノロジーセンターでの技術トレーニング

1 アセアンでの事業の歩み

NSKのアセアン事業は、1960年代にタイに拠点を設立し、補修用軸受の販売からスタートしました。VTRやエアコン等の日本からアセアンへの生産移管が進んだことに伴い、1990年代前半には、マレーシア及びインドネシアに軸受工場を建設し供給体制を構築しました。

1990年代半ば以降は、自動車や二輪車の現地需要増大に伴い、日系メーカーのアセアンでの生産増強が加速したため、自動車軸受やステアリング製品の生産を拡充しております。

また、お客様の幅広いニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、他社に先駆けて、2004年にタイにテクノロジーセンターを設立しました。

アセアン市場は、英語だけではビジネスができないことに加え、産業機械市場は客先の規模を含めて多種多様です。NSKは、タイ、シンガポール、マレーシアで地場の有力企業との合弁会社における協力関係を通じて、現地の市場に精通した人材の活躍にも支えられ、地域の発展とともに事業を拡大してきました。

2 事業拡大への取組み

現在、アセアン市場は成長が減速しており、労務費の高騰、競争激化等の問題にも直面していますが、自動車や二輪車の需要は、所得の増加により、今後も堅調な拡大が見込めます。また、鉄鋼、鉱山・建機、鉄道整備等インフラ関連需要も拡大が期待されます。

アセアン主要国の自動車生産台数予測

アセアンの自動車市場では、NSKが結びつきの強い日系企業が8～9割のシェアを占めており、NSKにとっては重要な市場です。

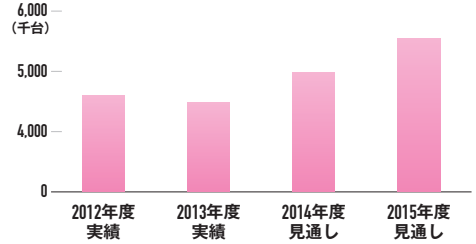

NSKは、現地の人材力、生産力、販売力、技術力によって足元の厳しい市場環境を乗り越えていきます。生産では、現地工場の生産増強を継続する一方、設備の自動化を進めることで、品質向上、コスト競争力強化を図っております。また、電動パワーステアリング（EPS）等の高付加価値製品の生産を拡大させています。

さらには、テクノロジーセンターの教育研修プログラムを拡充し、現地販売代理店を含めた営業スタッフのレベルアップを通じ、市場ニーズへのきめ細かなサービスを提供してまいります。この他、いわゆるアジア新・新興国※での販売網の拡充を図るとともに、パームオイルなどアセアン独自のマーケットへの取組みを強化し、販売を伸ばしていきます。

アセアン事業は、2015年度に10億ドル（約1,000億円）規模までに拡大を目指します。

※　新・新興国：カンボジア、ミャンマー、ラオス

主な施策

産業機械事業

- 鉄鋼、鉱山、パームオイルなどのアセアンの主要産業での需要開拓
- 発電、製紙、化学などの工場のメンテナンスを一括で請け負う補修事業の拡大
- 新興地域を含めた販売代理店の拡充

マレーシアでの展示会

客先での設備メンテナンス

自動車事業

- 旺盛な需要に対応した自動車軸受工場の生産能力拡大
- タイでの電動パワーステアリング（EPS）の生産拡大
- 二輪車向け軸受の拡販

サイアムNSKステアリングシステムズ社の製造現場

街中を賑わす二輪車（ベトナム）

株主メモ

- 事業年度　4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会　6月
- 配当の基準日　期末配当金　3月31日
  中間配当金　9月30日
- 1単元の株式の数　1,000株
- 株主名簿管理人　〒103－8670　東京都中央区八重洲一丁目2番1号
  みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所　〒103－8670　東京都中央区八重洲一丁目2番1号
  みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

	証券会社に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 （特別口座へ記録されている場合）
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168－8507　東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社　証券代行部
お問い合わせ先		みずほ信託銀行株式会社　証券代行部 ご照会専用フリーダイヤル　0120－288－324
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社　本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社　本店、全国各支店及び営業所 ［未払配当金のお支払いのみ］ 株式会社みずほ銀行　全国本支店
ご注意	下記記載	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

（注）株式が証券会社の口座の場合、未払配当金のお支払い及び支払明細のご発行は、上記右欄の郵便物送付先・お問い合わせ先・お取扱店へお問い合わせください。

- 公告掲載　電子公告により行います。http://www.jp.nsk.com/
  但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。

メモ

株 主 様 へ の お 知 ら せ

配当金の口座振込をご存知ですか?

郵便局の窓口でのお受け取りの場合

◎受け取り忘れのリスクがあります。
◎郵便局に出向く手間がかかります。

口座振込のお手続を済まされますと…

ご指定の口座に振り込まれるため、
確実にお受け取りいただけます。

■ お手続きに関するご質問

1 証券会社に口座をお持ちの場合、お取引の証券会社へ
2 証券会社に口座をお持ちでない場合、みずほ信託銀行(株)※へ
(特別口座へ記録されている場合)

お問い合わせください。

※みずほ信託銀行㈱証券代行部 フリーダイヤル 0120−288−324

単元未満株式をお持ちですか?

単元未満株式では行えないこと

◎市場での売買ができません。
◎議決権の行使ができません。※
※1単元に満たない株式のみをご所有の株主様の場合

当社では単元未満株式(1〜999株)をご所有の株主様には、単元株式に不足する数の当社株式を買い増して、単元株式にしていただく「単元未満株式買増制度」、ご所有の単元未満株式を当社が買い取らせていただく「単元未満株式買取制度」のいずれかをご利用いただけます。

■ 買取・買増制度の例

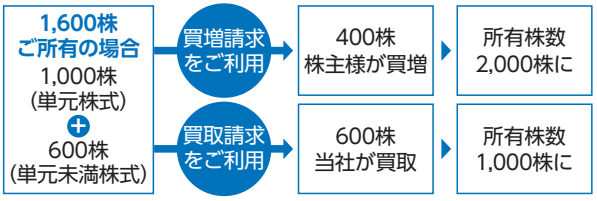

上場株式等の配当等にかかる税金に関するご案内

平成25年12月31日をもって上場株式の配当等にかかる軽減税率が廃止され、平成26年1月1日以降に支払開始日を迎える上場株式等の配当等の税率は本則税率となります。また、平成25年1月1日〜平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税として基準所得税額に対して2.1%を乗じた金額から課税されます。具体的な税率は、下表をご参照ください。

		平成26年〜平成49年 基準所得税額に対し、2.1%の付課税が上乗せされます	平成50年〜
上場株式等の配当等にかかる税金と税率	所得税	15.315%	15%
	住民税	5%	5%
合計		20.315%	20%

平成26年1月〜平成49年12月の所得税率の計算方法➡ 15% + 15% × 2.1% = 15.315%

※上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。
※発行済株式の総数等の3%以上に相当する数または金額の株式等を有する個人の大口株主様につきましては、別の税率となりますので、ご注意ください。
※詳細につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

NSK
日本精工株式会社
ホームページアドレス
http://www.jp.nsk.com/

UD FONT
VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915